

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	桜井市 (29206)	
地域名 (地域内農業集落名)	吉隠地区 (吉隠集落)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月7日 (第4回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

※

<p>吉隠地区は中山間地に位置し、獣害にも悩まされながらも、地域ぐるみでこれ以上荒廃農地を増やさず農地を守る努力をしているが、これまで基盤整備が施されていなかったため狭隘農地、水路、農道等の農業にかかる条件は極めて劣悪な状況にある。そのため小規模稲作の兼業農家が多数を占め農業経営に至らない。農地を守り、農業振興を図るためには、地区農業者による共同作業や作業委託をすすめ、地域の連携を強めることが重要である。</p>
--

(2) 地域における農業の将来の在り方

※

<p>地域ブランド米に位置づけている「吉隠米」が各方面で評価されつつあり、更に品質向上と増産に努めることに加えて、農産物の特産化を目指し、将来的には農産物販売所の開設にもつなげたい。 吉隠地区住民がこれまで協力して優良農地を守ってきたことを踏まえ、将来の地域農業の課題は多岐にわたるが、引き続き優良農地を守るため、太陽光パネルの設置は行わないものとする。</p>

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	9.18 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	9.18 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

<p>農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。</p>

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針	※
吉隠集落営農組合の運営や担い手確保のためには農地の集積は重要であることを認識しながらも、基盤整備(水路・農道含む)ができていないので、農地の有効利用の条件が悪く農地の集積に至らない。実現は困難であると考えているが、農地の集積に向け可能な限りすすめる。	
(2) 農地中間管理機構の活用方針	※
適正な農地管理(耕作)の手法として、耕作者を見つけることが困難な農用地については、農地中間管理機構の活用を検討する。	
(3) 基盤整備事業への取組方針	※
吉隠地区において農業の根幹である基盤整備は重要課題であり、一部にはその希望はあるが農業経営を取り巻く環境が厳しい中、農業者及び地域としてそのエネルギーを出すにはハードルが高すぎる。但し、今後の状況次第では基盤整備事業を検討する余地はあると考えている。	
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針	
吉隠集落営農組合の組織の充実を図り収益を上げながら吉隠地区の農業振興のため、地域として総合的な取り組みをすすめ、担い手に対しても農業に積極的な従事ができる条件整備をしていく。	
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針	
農作業委託については、吉隠集落営農組合をはじめとする地域で行うため、外部委託は考えていない。	

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防止対策

中山間地域において、獣害(鹿・猪)は稲作をはじめ、全ての作物にわたり農業経営にとって大きな障害となってきたが、10年来にわたり地区ぐるみでその対策を講じてきた。特に桜井市から支給される防止フェンスを村内5km以上設置し、大きな被害は少なくなってきたがそれでも完璧ではなく、今後は設置防止フェンスの適正管理と市猟友会の協力による恒常的な駆除をすすめる。

⑦保全・管理等

農地を守り、これ以上荒廃させないという大きなテーマを第一義として、地域ぐるみで取り組んでいく。中でも、耕作はしていないが、いつでも耕作のできる状況に保全管理をすすめるため農道・水路の適正管理をする。このことが農地を守り、地域の景観を守っていく大きな力につながると考えている。